

令和元年度 津市地域防災計画（震災対策編）の修正箇所一覧表（案）

No.	頁	行	旧	新				
1	25	7	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 災害に強いまちづくり</p> <p>第2節 建築物等災害予防計画</p> <p>3 落下物、ブロック塀の倒壊防止（都市計画部、各施設管理者）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 自治会、自主防災組織等との連携により、地域における危険箇所の点検等を通じて、耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の撤去・改修、生け垣化を進めます。</p> <p>また、市内の住宅や事業所に対し、公道に面した既存ブロック塀の撤去に係る補助金や、ブロック塀撤去後のフェンス等への改修及び生け垣化を行う場合の補助金を創設したことにより、災害時のさらなる安全対策を進めます。</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 災害に強いまちづくり</p> <p>第2節 建築物等災害予防計画</p> <p>3 落下物、ブロック塀の倒壊防止（都市計画部、各施設管理者）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 自治会、自主防災組織等との連携により、地域における危険箇所の点検等を通じて、耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の撤去・改修、生け垣化を進めます。</p> <p>また、<u>本市における通学路、住宅、事業所及び避難所等へ至る経路に面した既存ブロック塀の撤去に係る補助金や、ブロック塀撤去後のフェンス等への改修及び生け垣化を行う場合の補助金を創設したことにより、災害時のさらなる安全対策を進めます。</u></p>				
2	54	表中	<p>第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策</p> <p>第1節 避難開始の時期</p> <p>2 判断基準等及び避難対象地区等（危機管理部）</p> <p>(1) 避難勧告等の発令の判断基準等</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="280 1257 1176 1452"> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市内で震度5弱以上の揺れを観測し、気象庁より余震のおそれがあると発表された場合、避難準備情報を検討する。 その他市長が必要と判断したとき。 </td> </tr> </table>	避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 市内で震度5弱以上の揺れを観測し、気象庁より余震のおそれがあると発表された場合、避難準備情報を検討する。 その他市長が必要と判断したとき。 	<p>第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策</p> <p>第1節 避難開始の時期</p> <p>2 判断基準等及び避難対象地区等（危機管理部）</p> <p><u>避難勧告等による避難対象地域は、津波浸水予測地域とします。</u></p> <p><u>なお、本市における津波浸水予測地域は、津波対策編で示すとおりです。</u></p> <p>(1) 避難勧告等の発令の判断基準等</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1198 1257 2094 1452"> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市内で震度5弱以上の揺れを観測し、気象庁より余震のおそれがあると発表された場合、避難準備情報を検討する。 その他市長が必要と判断したとき。 </td> </tr> </table>	避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 市内で震度5弱以上の揺れを観測し、気象庁より余震のおそれがあると発表された場合、避難準備情報を検討する。 その他市長が必要と判断したとき。
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 市内で震度5弱以上の揺れを観測し、気象庁より余震のおそれがあると発表された場合、避難準備情報を検討する。 その他市長が必要と判断したとき。 							
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 市内で震度5弱以上の揺れを観測し、気象庁より余震のおそれがあると発表された場合、避難準備情報を検討する。 その他市長が必要と判断したとき。 							

No.	頁	行	旧	新
			<p>※ <u>南海トラフに関する情報（臨時）が発表された場合は、今後の備えに対して市民に呼びかけを行う。</u></p> <p>避難勧告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強い地震（震度4以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じ、かつ、伊勢・三河湾予報区に津波警報が発表されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 <p>避難指示（緊急）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊勢・三河湾津波予報区に大津波警報が発表されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 <p>（新設）</p>	<p>（削除）</p> <p>避難勧告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強い地震（震度4以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じ、かつ、伊勢・三河湾予報区に津波警報が発表されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 <p>避難指示（緊急）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊勢・三河湾津波予報区に大津波警報が発表されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 <p>※ <u>なお、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき、市は直ちに避難勧告等の発令は行いませんが、三重県の対応も踏まえた上で、状況に応じた配備体制をとり、市民に対し、今後の備えについて注意喚起を行います。</u></p>
3	61	16	<p>第5節 避難体制の整備</p> <p>1 一時的な避難体制の整備（危機管理部）</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 広域避難体制の整備（危機管理部、市民部、政策財務部）</p> <p>地震、津波等の大規模災害発生時には、沿岸部等の住民が高台にある避難所へ避難することが想定され、すべての避難者を収容することが困難となります。<u>このため、津市産業・スポーツセンターを広域避難の拠点あるいは避難所としての活用を図り、建設計画中の(仮称)津市津南防災コミュニティセンターを広域避難の拠点として整備するほか、収容しきれない他地域からの避難者を、他の避難所へ移送するため、十分な避難スペースを確保するとともに、沿岸地域からの広域避難計画を策定し、移送体制を整備します。</u></p> <p>ア～エ 略</p>	<p>第5節 避難体制の整備</p> <p>1 一時的な避難体制の整備（危機管理部）</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 広域避難体制の整備（危機管理部、市民部、政策財務部）</p> <p>地震、津波等の大規模災害発生時には、沿岸部等の住民が高台にある<u>指定避難所</u>へ避難することが想定され、全ての避難者を収容することが困難となります。<u>そこで、津市産業・スポーツセンターや津南防災コミュニティセンターを広域避難の拠点や避難所として活用を図るほか、収容しきれない避難者を緊急かつ一時的に受け入れるための市有施設以外の施設の確保や避難者の移送体制の更なる確保に努めるとともに、広域避難計画を策定して広域避難体制を整備します。</u></p> <p>ア～エ 略</p>

No.	頁	行	旧	新
	63	17	<p>(6) 帰宅困難者対策 大規模な災害時には市外からの通勤者等一時的な帰宅困難者が発生することが考えられることから、帰宅困難者への対応について、一時的に滞在できる施設を確保するため協定等の締結を進めます。 また、国の取り組み方針を踏まえて鉄道事業者と共同して対応を強化します。</p> <p>2 長期的な避難体制の整備（危機管理部、市民部、各総合支所、各施設管理者） 略 (1)～(8) 略 (新設)</p>	<p>(6) 帰宅困難者対策 大規模な災害時には市外からの通勤者等一時的な帰宅困難者が発生することが考えられることから、帰宅困難者への対応について、一時的に滞在できる施設を確保するため協定等の締結を進めます。 <u>また、久居駅東口を帰宅困難者等を受け入れる場所として確保します。</u> さらに、国の取り組み方針を踏まえて鉄道事業者と共同して対応を強化します。</p> <p>2 長期的な避難体制の整備（危機管理部、市民部、各総合支所、各施設管理者） 略 (1)～(8) 略 (9) <u>後発地震に備えた避難への対応</u> 気象庁から、南海トラフ地震臨時情報等が発表された際、後発地震に備えた住民等の自主的な避難が可能となるよう、避難所の確保を行います。 なお、直ちに地震や津波が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的な混乱が発生しないよう、情報の内容と取るべき対応を正しく住民に周知します。</p>
4	65	32	<p>第4章 災害に備える体制の確立 第1節 災害対策本部 1 津市災害対策本部の設置（危機管理部） (1)、(2) 略 (3) 災害対策本部の設置及び廃止等の基準 ア 設置 (ア)、(イ) 略 (ウ) <u>「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」が発表された場合は、地震災害時の配備基準による体制をとる。</u> (エ) 略</p>	<p>第4章 災害に備える体制の確立 第1節 災害対策本部 1 津市災害対策本部の設置（危機管理部） (1)、(2) 略 (3) 災害対策本部の設置及び廃止等の基準 ア 設置 (ア)、(イ) 略 (ウ) <u>「南海トラフ地震臨時情報」が発表され、三重県の発出する情報により、本市への影響が懸念されるとき。</u> (エ) 略</p>

No.	頁	行	旧	新																								
	68	表中	<p>イ 廃止 (ア)、(イ) 略 (ウ) <u>「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」</u> 発表後、市長が認めたとき。</p> <p>(エ)、(オ) 略 ウ 略 (4)～(6) 略 3 配備要員の初動の確保（各部、各総合支所） (1)～(5) 略 [地震災害時の配備基準及び体制表]</p> <p style="text-align: center;">(別表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>配備体制</th> <th>配備人員</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1備 配備制</td> <td>配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。</td> <td>各部・支部の配備計画による人員</td> <td> 1 市内において震度4の地震が発生した場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。 2 「津波注意報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表された場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。 3 <u>「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」</u> が発表されたとき。 </td> </tr> <tr> <td>第2警戒 配備制</td> <td>相当の被害が近く発生するおそれがあり、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速・的確に行うことができる体制と</td> <td> ・各部長・各支部長 ・各部・支部の配備計画による人員 （特別警報 </td> <td> 1 市内において震度5弱の地震が発生したとき。 2 <u>「大津波警報（特別警報）、津波警報」</u> が伊勢・三河湾津波予報区に発表されたとき。 3 <u>「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」</u> の発表により三重県が「南 </td> </tr> </tbody> </table>		配備体制	配備人員	配備基準	第1備 配備制	配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。	各部・支部の配備計画による人員	1 市内において震度4の地震が発生した場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。 2 「津波注意報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表された場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。 3 <u>「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」</u> が発表されたとき。	第2警戒 配備制	相当の被害が近く発生するおそれがあり、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速・的確に行うことができる体制と	・各部長・各支部長 ・各部・支部の配備計画による人員 （特別警報	1 市内において震度5弱の地震が発生したとき。 2 <u>「大津波警報（特別警報）、津波警報」</u> が伊勢・三河湾津波予報区に発表されたとき。 3 <u>「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」</u> の発表により三重県が「南	<p>イ 廃止 (ア)、(イ) 略 (ウ) <u>「南海トラフ地震臨時情報」</u> 発表後、三重県の発出する情報により、本市への影響がないと判断されたとき。</p> <p>(エ)、(オ) 略 ウ 略 (4)～(6) 略 3 配備要員の初動の確保（各部、各総合支所） (1)～(5) 略 [地震災害時の配備基準及び体制表]</p> <p style="text-align: center;">(別表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>配備体制</th> <th>配備人員</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1備 配備制</td> <td>配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。</td> <td>各部・支部の配備計画による人員</td> <td> 1 市内において震度4の地震が発生した場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。 2 「津波注意報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表された場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。 3 <u>南海トラフ付近の地震発生等を受け、国から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」</u> が発表され、三重県が「南海トラフ地震準備体制」をとったが、本市に影響がないとき。 </td> </tr> <tr> <td>第2警戒 配備制</td> <td>相当の被害が近く発生するおそれがあり、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速・的確に行うことができる体制と</td> <td> ・各部長・各支部長 ・各部・支部の配備計画による人員 （特別警報 </td> <td> 1 市内において震度5弱の地震が発生したとき。 2 <u>県内の本市以外の市町において震度5強以上の地震が発生したとき。</u> 3 <u>「大津波警報（特別警報）、津波警報」</u> が伊勢・三河湾津波予報区に </td> </tr> </tbody> </table>		配備体制	配備人員	配備基準	第1備 配備制	配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。	各部・支部の配備計画による人員	1 市内において震度4の地震が発生した場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。 2 「津波注意報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表された場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。 3 <u>南海トラフ付近の地震発生等を受け、国から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」</u> が発表され、三重県が「南海トラフ地震準備体制」をとったが、本市に影響がないとき。	第2警戒 配備制	相当の被害が近く発生するおそれがあり、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速・的確に行うことができる体制と	・各部長・各支部長 ・各部・支部の配備計画による人員 （特別警報	1 市内において震度5弱の地震が発生したとき。 2 <u>県内の本市以外の市町において震度5強以上の地震が発生したとき。</u> 3 <u>「大津波警報（特別警報）、津波警報」</u> が伊勢・三河湾津波予報区に
	配備体制	配備人員	配備基準																									
第1備 配備制	配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。	各部・支部の配備計画による人員	1 市内において震度4の地震が発生した場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。 2 「津波注意報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表された場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。 3 <u>「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」</u> が発表されたとき。																									
第2警戒 配備制	相当の被害が近く発生するおそれがあり、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速・的確に行うことができる体制と	・各部長・各支部長 ・各部・支部の配備計画による人員 （特別警報	1 市内において震度5弱の地震が発生したとき。 2 <u>「大津波警報（特別警報）、津波警報」</u> が伊勢・三河湾津波予報区に発表されたとき。 3 <u>「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」</u> の発表により三重県が「南																									
	配備体制	配備人員	配備基準																									
第1備 配備制	配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。	各部・支部の配備計画による人員	1 市内において震度4の地震が発生した場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。 2 「津波注意報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表された場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。 3 <u>南海トラフ付近の地震発生等を受け、国から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」</u> が発表され、三重県が「南海トラフ地震準備体制」をとったが、本市に影響がないとき。																									
第2警戒 配備制	相当の被害が近く発生するおそれがあり、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速・的確に行うことができる体制と	・各部長・各支部長 ・各部・支部の配備計画による人員 （特別警報	1 市内において震度5弱の地震が発生したとき。 2 <u>県内の本市以外の市町において震度5強以上の地震が発生したとき。</u> 3 <u>「大津波警報（特別警報）、津波警報」</u> が伊勢・三河湾津波予報区に																									

No.	頁	行	旧			新		
5	70	1	<p>します。</p> <p>大津波警報（特別警報）が発表された場合は、既に配備している職員以外は津波浸水予測地域外での待機とし、各部・各支部からの連絡に備える体制とします。</p>	<p>が発表された場合は、必要に応じて、配備人員を増強する</p>	<p><u>海トラフ地震準備体制</u>」を取り、<u>三重県が発出する情報により、本市への影響が懸念される</u>とき。</p> <p><u>4 県内の本市以外の市町において震度5強以上の地震が発生したとき。</u></p>	<p>します。</p> <p>大津波警報（特別警報）が発表された場合は、既に配備している職員以外は津波浸水予測地域外での待機とし、各部・各支部からの連絡に備える体制とします。</p>	<p>が発表された場合は、必要に応じて、配備人員を増強する</p>	<p><u>発表されたとき。</u></p> <p><u>4 南海トラフ付近の地震発生等を受け、国から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表され、三重県が災害対策本部を設置し、本市に被害が発生しているとき。</u></p> <p><u>5 南海トラフ付近の地震発生等を受け、国から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、三重県が災害対策本部を設置し、又は「南海トラフ地震準備体制」をとり、三重県が発出する情報により、本市への影響が懸念される</u>とき。</p>
			<p>第3非常体制 配備)</p> <p>甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたることのできる体制とします。</p>	<p>全職員</p>	<p>1 市内において震度5強以上の地震が発生したとき。</p> <p>2 津波による甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。</p>	<p>第3非常体制 配備)</p> <p>甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたることのできる体制とします。</p>	<p>全職員</p>	<p>1 市内において震度5強以上の地震が発生したとき。</p> <p>2 津波による甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。</p>
			<p>4 業務継続計画（※BCP）の策定 ※Business Continuity Plan</p> <p>大規模災害発生時には、避難所運営、災害復旧等に多くの市職員が従事し、また、庁舎や電気・通信機器の使用不能等により業務に支障をきたすことが想定されます。災害時に人、物、情報等が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう、「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（内閣府 平成27年）に基づき業務継続計画を策定し、その対策の事前準備を進めます。</p> <p><u>(1) 業務継続計画の要素</u></p>			<p>4 業務継続計画（※BCP） ※Business Continuity Plan</p> <p>大規模災害発生時には、避難所運営、災害復旧等に多くの市職員が従事し、また、庁舎や電気・通信機器の使用不能等により業務に支障をきたすことが想定されます。<u>そのため、災害時に人、物、情報等が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう、「市町村のための業務継続計画作成ガイド」に基づき策定した「津市業務継続計画」について、毎年見直しを行い、必要に応じて修正等を行います。</u></p> <p>(削除)</p>		

No.	頁	行	旧	新
			<p><u>次の事項について、あらかじめ定めるものとします。</u></p> <p>ア <u>首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</u></p> <p>イ <u>本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</u></p> <p>ウ <u>電気、水、食料等の確保</u></p> <p>エ <u>災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保</u></p> <p>オ <u>重要な行政データのバックアップ</u></p> <p>カ <u>非常時優先業務の整理</u></p> <p>(2) <u>業務継続計画の見直し</u></p> <p><u>業務継続計画は、毎年見直し・検討を行い、必要がある場合に修正等を行います。</u></p>	<p>(削除)</p>
6	76	28	<p>第4節 広域的な相互応援体制の整備</p> <p>2 受援計画の策定（危機管理部、総務部）</p> <p>大規模災害発生時に、被害規模が大きくなり、影響範囲が拡大すれば、求められる対応の内容や量は拡大し、本市単独での対応は、一層困難になります。そのため、他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPOやボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受け、効果的に活用できるよう、内閣府が定めた「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」(平成29年)や県が策定した「三重県広域受援計画」(平成30年)を踏まえ、受援計画を策定します。</p> <p>(1) <u>受援計画の要素</u></p> <p><u>次の事項について、あらかじめ定めるものとする。</u></p> <p>ア <u>自治体応援職員の受入れ</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ <u>応援団体別の受入れ</u></p> <p>エ <u>受援向上に向けた取組</u></p> <p>オ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>第4節 広域的な相互応援体制の整備</p> <p>2 受援計画（危機管理部、総務部）</p> <p>大規模災害発生時に、被害規模が大きくなり、影響範囲が拡大すれば、求められる対応の内容や量は拡大し、本市単独での対応は、一層困難になります。そのため、他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPOやボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受け、効果的に活用できるよう、内閣府が定めた「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」や県が策定した「三重県広域受援計画」を踏まえて策定した「津市災害時受援計画」について、毎年見直しを行い、必要に応じて修正等を行います。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

No.	頁	行	旧	新
7	98	12	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 災害時応急活動 第2節 災害情報の収集・伝達 5 地震・津波に関する情報等の伝達 (1)～(3) 略 (新設)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 災害時応急活動 第2節 災害情報の収集・伝達 5 地震・津波に関する情報等の伝達 (1)～(3) 略 <u>(4) 南海トラフ地震臨時情報の伝達</u> <u>市は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、状況に応じた配備体制をとり、防災行政無線や防災情報メール等を活用し、市民に対し、一週間を基本とした防災体制をとるよう注意喚起を行います。</u></p>
8	110	26	<p>第6節 避難対策活動 1 2 避難所の管理運営（危機管理部、市民部、各総合支所、教育委員会事務局、各施設管理者） (1) 避難所の運営 ア 略 イ 指定された避難所については、施設管理者、災害対策本部要員、地域の自主防災組織等により、平常時から避難所運営マニュアルを作成し、事前に各避難所の運営方法や役割分担を定めておきます。 また、指定管理施設が指定避難所となっている場合においては、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めます。 ウ～オ 略 (2) 略</p>	<p>第6節 避難対策活動 1 2 避難所の管理運営（危機管理部、市民部、各総合支所、教育委員会事務局、各施設管理者） (1) 避難所の運営 ア 略 イ 指定された避難所については、施設管理者、災害対策本部要員、地域の自主防災組織等により、平常時から<u>女性を始め多様な視点を取り入れた避難所運営マニュアル</u>を作成し、事前に各避難所の運営方法や役割分担を定めておきます。 また、指定管理施設が指定避難所となっている場合においては、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めます。 ウ～オ 略 (2) 略</p>
9	114	34	<p>第8節 水防活動 2 応急復旧活動の実施（建設部、下水道局、農林水産部、消防本部） 略 (注2)緊急点検対象ため池とは、国が示す地震後の農業用ため池緊急点検要領の規定（堤高10m以上、貯水量10万m³以上</p>	<p>第8節 水防活動 2 応急復旧活動の実施（建設部、下水道局、農林水産部、消防本部） 略 (注2)緊急点検対象ため池とは、国が示す地震後の農業用ため池緊急点検要領の規定（堤高10m以上、貯水量10万m³以</p>

No.	頁	行	旧	新
			など) に該当するため池とします。	上、決壊した場合に人的被害を及ぼすおそれがある、地域防災計画等に定められている。) に該当するため池とします。
10	180	5	<p>第4編 災害復旧・復興対策</p> <p>第2章 災害復旧・復興</p> <p>第3節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>2 災害援護資金の貸付（健康福祉部）</p> <p>略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 貸付条件</p> <p>ア 利率 年3%（措置期間中は無利子）</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 償還方法 半年賦の元利均等償還払い</p> <p>オ 連帯保証人 要</p>	<p>第4編 災害復旧・復興対策</p> <p>第2章 災害復旧・復興</p> <p>第3節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>2 災害援護資金の貸付（健康福祉部）</p> <p>略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 貸付条件</p> <p>ア 利率 <u>保証人を立てる場合は無利子</u> <u>保証人を立てない場合は措置期間中は無利子、措置期間経過後は延滞の場合を除き年1%</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 償還方法 <u>年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の元利均等償還払い</u></p> <p>オ 連帯保証人 <u>不要(保証人を立てる場合は無利子)</u></p>